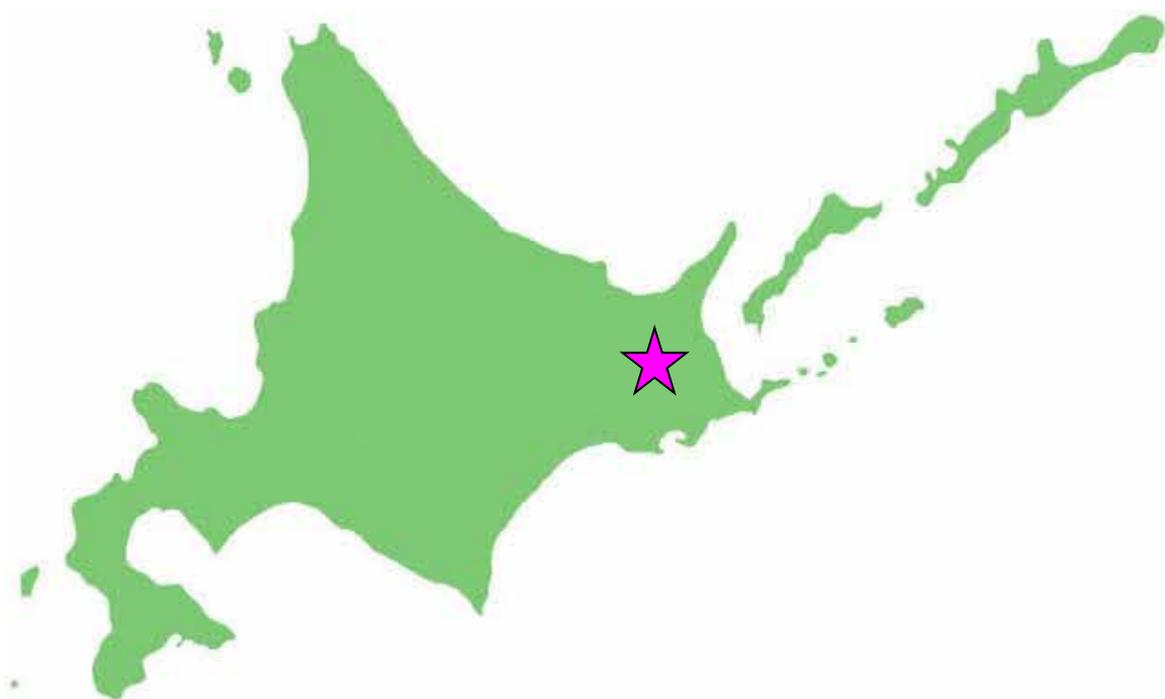


中標津町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和4年4月

中標津町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の範囲	2
4 対象とする温室効果ガス	3
5 計画期間	3
6 上位計画及び関連計画との位置付け	3
第2章 目標	4
1 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4
第3章 取組	6
1 取組内容	6
第4章 推進と点検・評価	8
1 推進体制	8
2 点検・評価	9
3 公表	9
第5章 資料編	10
1 各部署別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	10
2 中標津町の気温の変化（1991年～2020年）	11

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命以前から比較して2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組が定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

中標津町においても、実行計画を策定し、公共施設への太陽光発電の導入検討を始めとした、地球温暖化を防止する取組を推進すると共に、町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

2 計画の目的

中標津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「中標津町事務事業編」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、中標津町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3 計画の範囲

本計画の対象範囲は「中標津町の行う事務及び事業」とします。

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

主な対象施設等一覧

部 署	主 な 対 象 施 設 等
総務部	役場庁舎、計根別支所、老人福祉センター
町民生活部	町有会館、交通センター、計根別ターミナル、街灯・交通安全灯・防犯灯、最終処分場、中標津墓地、福祉施設(シルバースポーツセンター、総合福祉センター等)、町立保育所、児童館、保健センター
経済部	町営牧場、労働会館、街路灯、開陽台展望館、畜産食品加工研修センター
建設水道部	都市公園、ロードヒーティング、終末処理場、浄水場、下水汚泥発酵乾燥施設
教育委員会	体育施設(総合体育館、温水プール等)、郷土館、給食センター、交流センター、教育相談センター、緑のふるさと研修舎、農業高校、小学校、中学校、義務教育学校、計根別幼稚園、文化会館
病院	町立中標津病院
全部局	公用車

4 対象とする温室効果ガス

中標津町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、最も一般的かつ排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO2)のみとします。

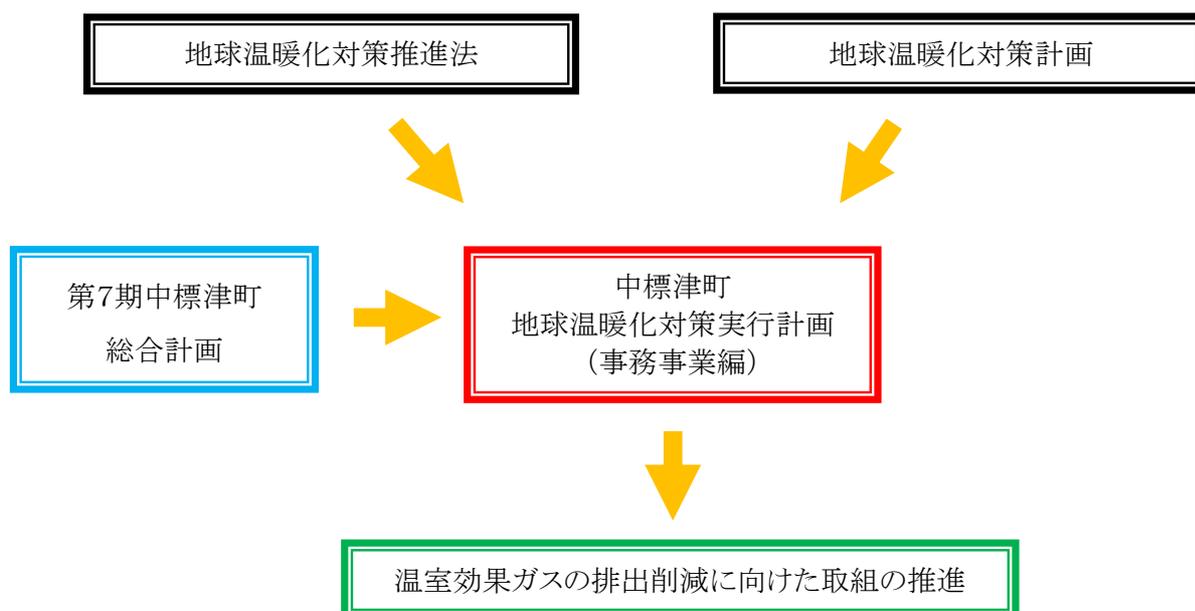
5 計画期間

平成25(2013)年度を基準年度とし、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の令和8(2026)年度に、計画の見直しを行います。

6 上位計画及び関連計画との位置付け

中標津町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第7期中標津町総合計画に即して策定します。

本計画の位置づけ



第2章 目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 削減目標設定の考え方

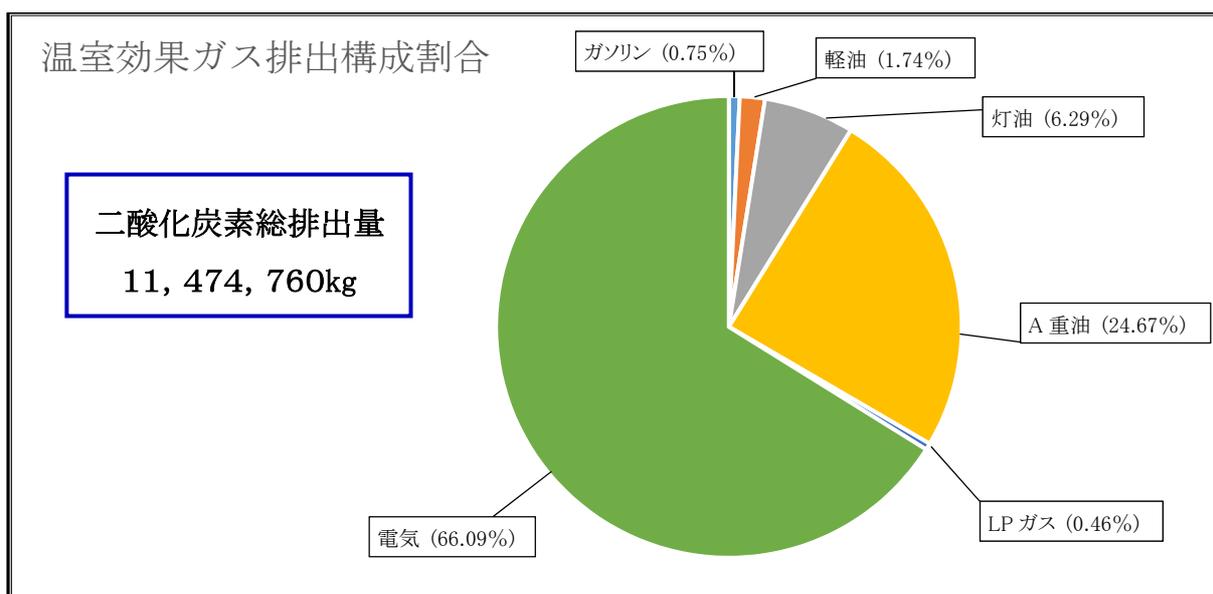
本計画における削減目標は、地球温暖化対策計画等を踏まえて、中標津町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 基準年度における温室効果ガスの排出状況

中標津町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成25(2013)年度において、11,474.8t-CO₂ となっています。

中標津町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量 【平成25年度:基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	割合
ガソリン	37,050 ℓ	85,956 kg	0.75%
軽油	77,530 ℓ	200,027 kg	1.74%
灯油	290,012 ℓ	722,131 kg	6.29%
A重油	1,044,403 ℓ	2,830,333 kg	24.67%
LPガス	17,720 ℓ	53,159 kg	0.46%
電気	11,184,593 kWh	7,583,154 kg	66.09%
合計		11,474,760 kg	100.00%

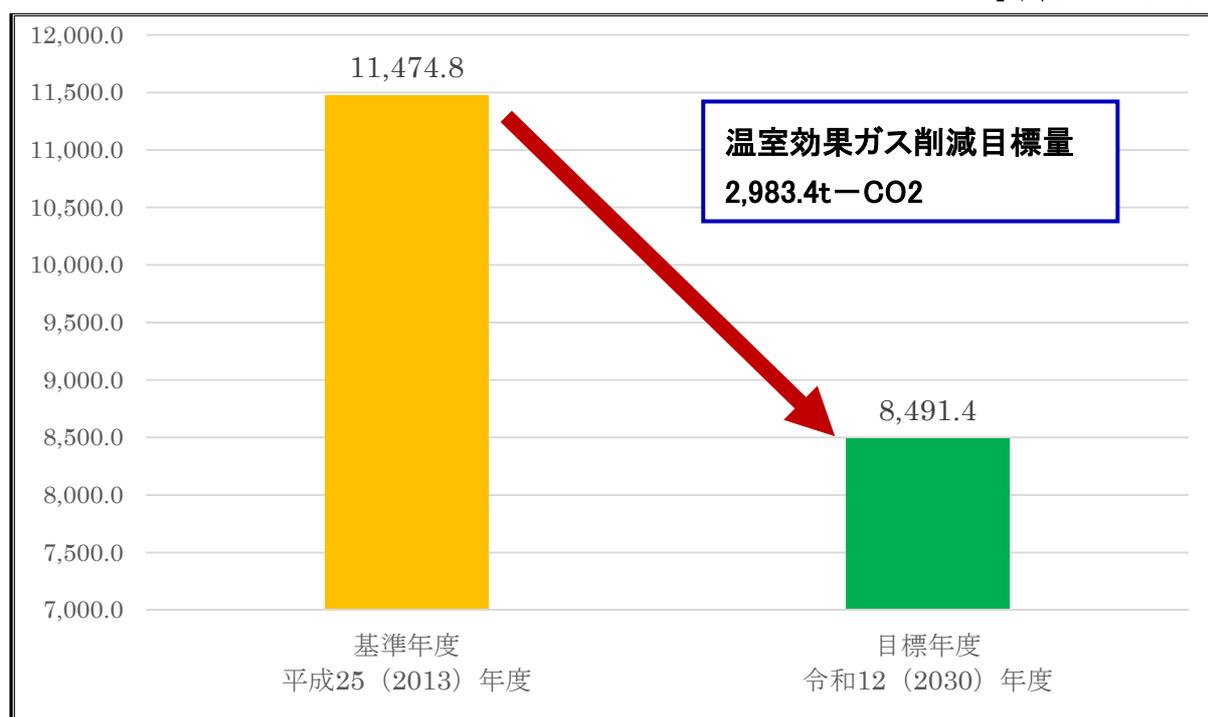


(3) 温室効果ガスの削減目標

本計画期間中は、二酸化炭素排出量を段階的に低減することとし、平成25(2013)年度の総排出量と比較して、令和12(2030)年度に、総排出量の26.0%削減(▲2,983.4 t-CO₂)することを目標とします。

※平成25(2013)年度のCO₂総排出量の26.0%減という削減目標は、環境省ホームページの「地方公共団体実行計画策定・支援サイト」にて公表されている「策定・実施マニュアル」より引用

【単位：t-CO₂】



第3章 取組

中標津町の事務・事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器等の低電力モードを利用し省電力化に努め、長時間使用しない場合は、電源をこまめに切るようにし、利用を最小限とするよう努めます。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。
- ・ 照明や街灯、交通安全灯等の新設、更新をする際は、LED化を積極的に検討します。

② 燃料使用量の削減

施設

- ・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。

公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・ 公用車の更新の際は燃料電池車や電気自動車の導入を積極的に検討します。
- ・ 出張時の相乗りを奨励します。

③ 物品等の新規購入、更新

- ・ 物品等を新規購入、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

④ 施設の新築、改築

- ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

⑤ 町有林の整備・保全と利用

- ・ 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取組

① 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ 古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するように努めます。

② 事務用品

- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 環境ラベル(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 節水型機器の導入について検討します。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

(3) 具体的な取組

- ・ 電力使用量の多い施設や新規及び更新を予定している施設へ、太陽光発電設備の導入を積極的に検討します。
- ・ 令和4(2022)年4月施行の「プラスチック資源循環促進法」による、家庭の「プラスチックごみ」の分別回収実施を検討します。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、環境等対策プロジェクトを構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

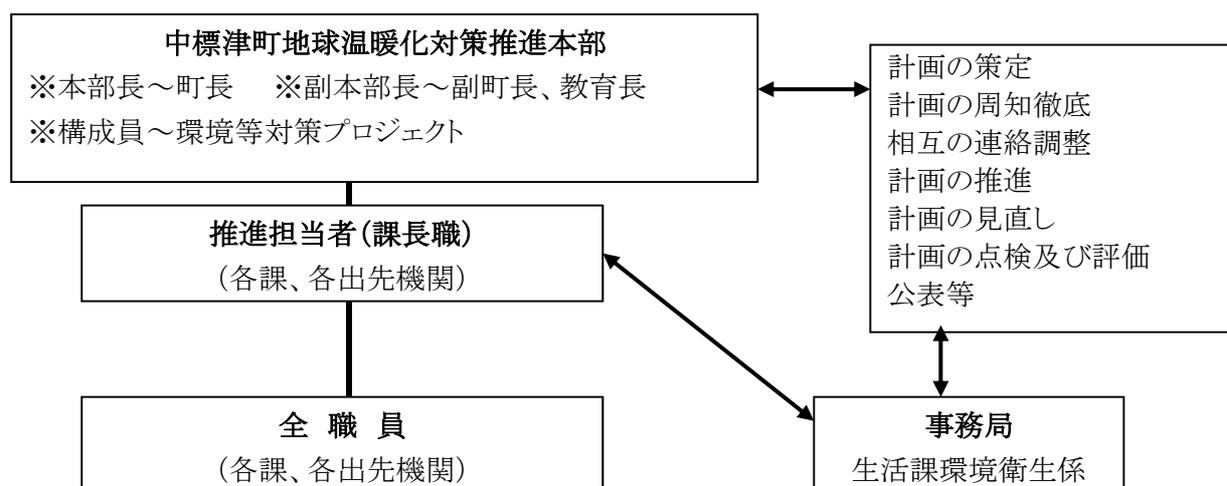
(2) 推進担当者

各課及び室の課長職が、所属課内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていきます。

(3) 事務局

事務局を生活課環境衛生係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

推進体制組織図



(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

- 環境全般に関する意識向上を図るため研修会の実施
- 庁内LAN等を活用して環境に関する情報の発信

2 点検・評価

本計画は、Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、取組に対するPDCA を繰り返すとともに、必要に応じて計画の見直しに向けたPDCA を推進します。

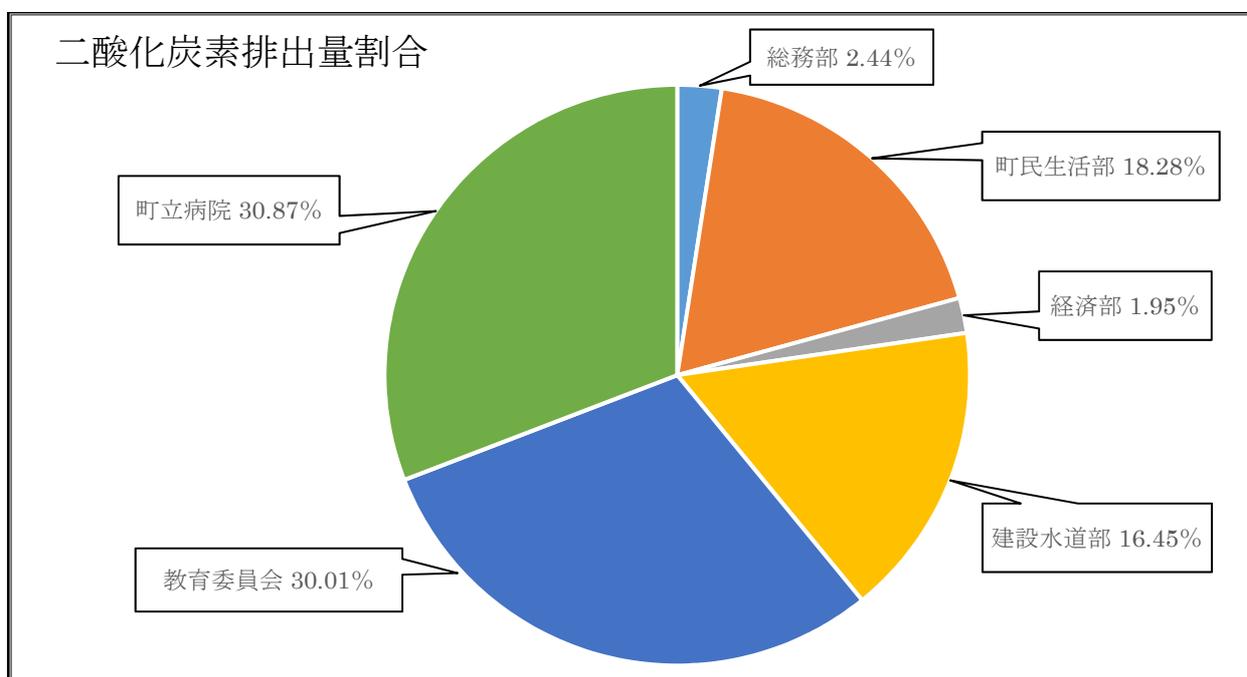
3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報紙やホームページ等により公表します。

第5章 資料編

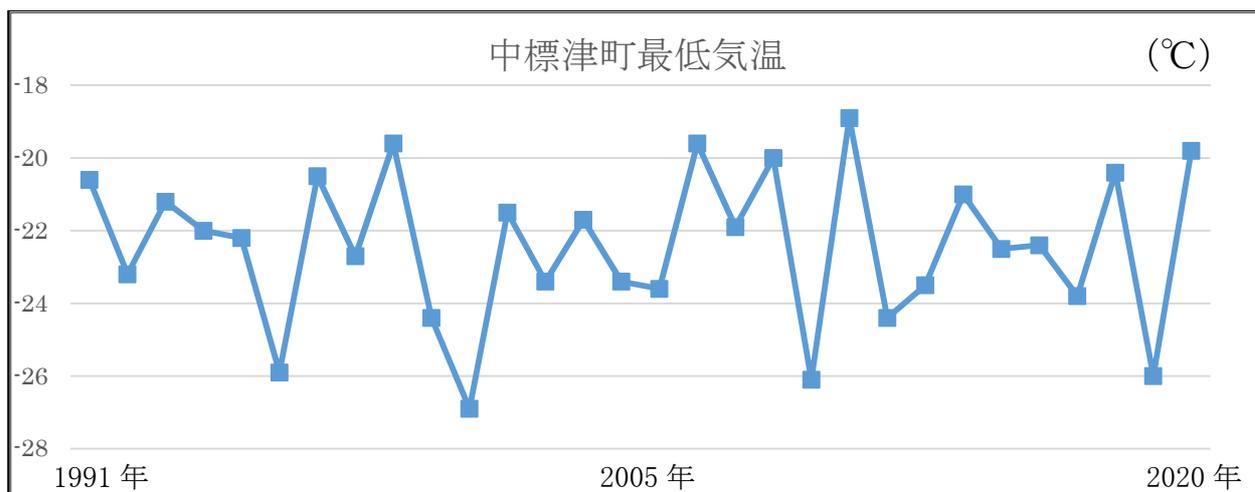
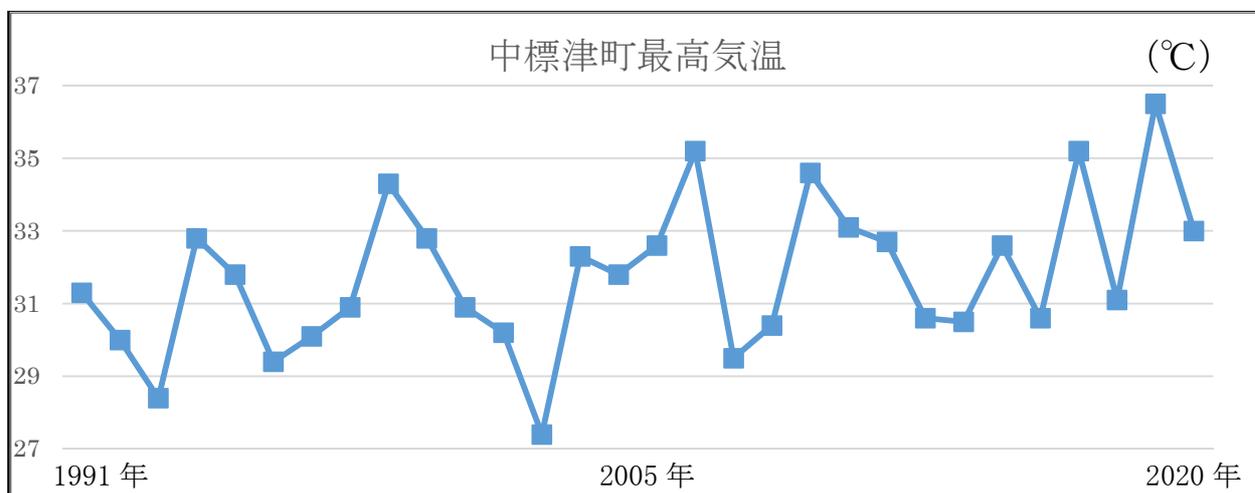
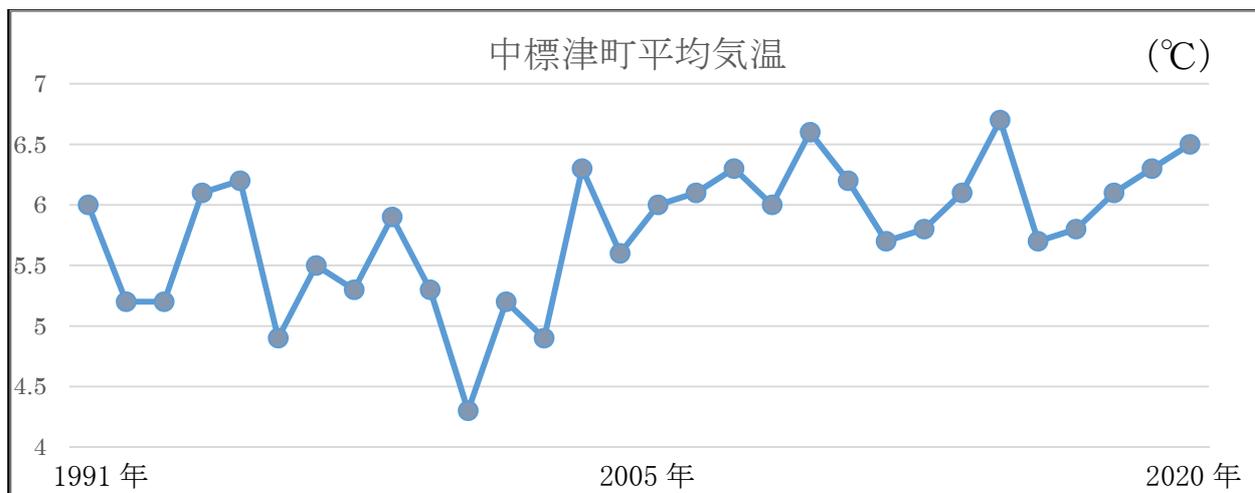
1 各部署別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

	ガソリン ℓ	灯油 ℓ	軽油 ℓ	A重油 ℓ	LPG ℓ	電気 kWh	CO2排出量 kg-CO2	割合 %
総務部	19,859	1,823	4,881	119,240	1,434	132,369	279,607	2.44
町民生活部	12,760	185,287	66,804	20,325	4,826	1,807,336	2,097,338	18.28
経済部	9,352	30,324	21,399	0	1,035	162,374	224,483	1.95
建設水道部	13,820	32,427	95,749	83,910	203	1,661,585	1,887,694	16.45
教育委員会	21,184	466,132	11,195	1,013,378	10,069	1,921,255	3,443,212	30.01
町立病院	8,981	6,138	0	1,593,480	35,593	1,898,235	3,542,426	30.87
合計	85,956	722,131	200,027	2,830,333	53,159	7,583,154	11,474,760	100.00



2 中標津町の気温の変化 (1991年～2020年)

(参考資料)



※ (中標津町の気温の変化と温室効果ガスの因果関係は不明です)